



福岡医発第 546 号 (地)

令和 6 年 5 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

福岡県電子処方箋導入促進費補助金の申請について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

電子処方箋に関する補助金につきましては、令和 4 年 7 月 21 日付福岡医発第 1141 号(地)にてご連絡しているとおり、電子処方箋の導入費用についてこれまで国の医療情報化支援基金(以下、「ICT 基金」)による補助(以下、「国の補助金」)が実施されております。

今般、国の補助金に加え、福岡県行政が実施する「福岡県電子処方箋導入促進費補助金」(以下、「本補助金」)が創設され、申請方法等について福岡県保健医療介護部より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

本補助金につきましては、国の補助金の交付決定を受けた保険医療機関が対象とされておりますが、国の補助金手続は約 2 ヶ月程度の時間を要することが考えられるため、本補助金の申請を検討される場合は、まずは、はやめに国の補助金の申請を行っていただきますようお願いいたします。各補助金については、別紙 1 及び別紙 2 をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

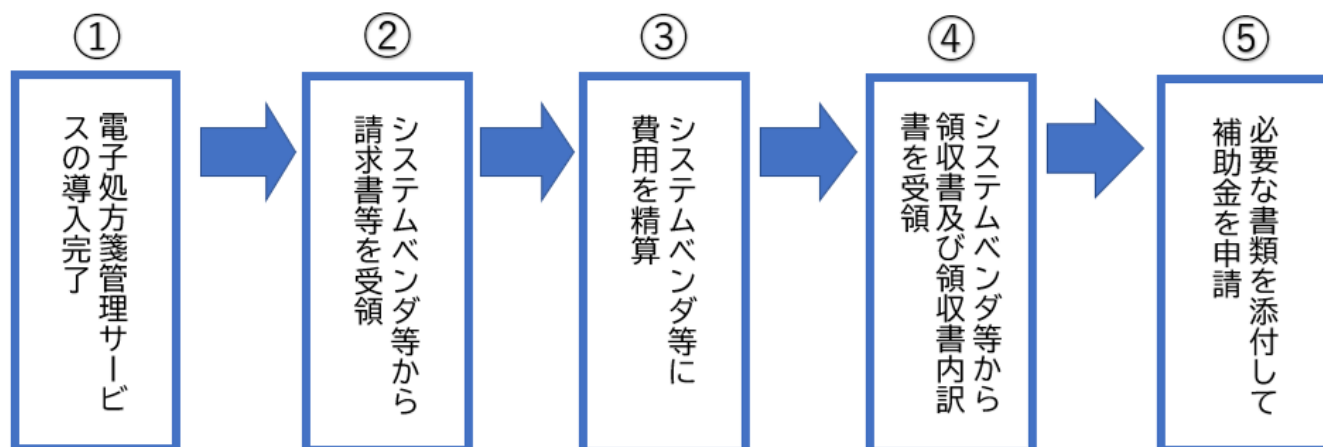
- 1) 本補助金の申請書には申請者の署名又は押印が必要となっているため、郵送のみの受付となっておりますことを申し添えます。
- 2) 申請方法等については、県より直接保険医療機関へ案内が送付されるとともに、県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/denshishohousen.html>) に掲載されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

国の ICT 基金による補助金について

1. 交付申請の流れ



2. 申請の条件

- ・オンライン資格確認等システムを運用した上で、電子処方箋管理サービスを利用できるシステムの環境整備が完了していること。
（「電子処方箋管理サービスを利用できるシステムの環境整備が完了した日」が「事業完了報告書」に記載いただく「完了日」となります。）

3. 申請方法

- ・医療機関等向け総合ポータルサイト
（https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=ep_top）より申請する。



4. 申請期間

- ・基本機能の導入の場合：令和 7 年 3 月 31 日までに電子処方箋管理サービスの導入を完了した上で、令和 7 年 9 月 30 日までに申請
- ・追加機能の導入の場合：令和 6 年 4 月から（現時点で期限なし）

5. 交付額

①電子処方箋管理サービス【基本機能】の導入に係る費用（令和7年3月末導入施設まで）

	大規模病院 (病床数 200 床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所
事業額	486.6 万円	325.9 万円	38.7 万円
補助率	1/3	1/3	1/2
補助上限額	162.2 万円	108.6 万円	19.4 万円

②電子処方箋管理サービス【追加機能※】の導入に係る費用

※追加機能：口頭同意、リフィル対応、マイナンバーカード活用署名 等

	大規模病院 (病床数 200 床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所
事業額	135.6 万円	100 万円	24.5 万円
補助率	1/3	1/3	1/2
補助上限額	45.2 万円	33.3 万円	12.3 万円を

③電子処方箋管理サービス【基本機能＋追加機能】の導入に係る費用（令和7年3月末導入施設まで）

	大規模病院 (病床数 200 床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所
事業額	602.2 万円	405.9 万円	54.2 万円
補助率	1/3	1/3	1/2
補助上限額	200.7 万円	135.3 万円	19.4 万円

6. 問合せ先

・オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583（通話無料）

月曜日～金曜日（祝日を除く）8：00～18：00 土曜日（祝日を除く）8：00～16：00

福岡県電子処方箋導入促進費補助金について

別紙 2

1. 交付申請の流れ

- ① 国の補助金交付決定
- ② 県に補助金を申請
- ③ 県の補助金交付決定
- ④ 消費税仕入控除税額報告

2. 申請の条件

- ・ 国の補助金の交付決定を受けた施設
(国の補助金を受けた時期の遡及期限の設定はなし。)

3. 申請方法

- ・ 郵送のみ
《提出先》
〒810-0022 福岡市中央区薬院 1 丁目 17-28 TOPPAN 九州事業部内
福岡県電子処方箋導入促進費補助金事務局

4. 申請期間

- ・ 令和 7 年 1 月 31 日 (金) 必着

5. 交付額

① 電子処方箋管理サービス【基本機能】の導入に係る費用

	大規模病院 (病床数 200 床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所
事業額	486.6 万円	325.9 万円	38.7 万円
補助率	1/6	1/6	1/4
補助上限額	811,000 円	543,000 円	97,000 円

②電子処方箋管理サービス【追加機能※】の導入に係る費用

※追加機能：口頭同意、リフィル対応、マイナンバーカード活用署名 等

	大規模病院 (病床数 200 床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所
事業額	135.6 万円	100 万円	24.5 万円
補助率	1/6	1/6	1/4
補助上限額	226,000 円	167,000 円	61,000 円

③電子処方箋管理サービス【基本機能＋追加機能】の導入に係る費用

	大規模病院 (病床数 200 床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所
事業額	602.2 万円	405.9 万円	54.2 万円
補助率	1/6	1/6	1/4
補助上限額	1,003,000 円	676,000 円	135,000 円

※国と県の補助金を合わせて受け取った場合、導入費用に対する財政支援全体の割合は最大で
病院：1/2、診療所・薬局：3/4となります。

6. 問合せ先

- ・福岡県電子処方箋導入促進費補助金事務局 050-3628-7974
 月曜日～金曜日（祝日を除く）9：00～17：00

※詳細につきましては、県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/denshishohousen.html>）をご確認ください。



公印省略

6 薬第 3 8 3 号
令和 6 年 5 月 7 日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(薬 務 課)

福岡県電子処方箋導入促進費補助金の申請について

平素から、本県の保健医療介護行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、電子処方箋の活用・普及の促進を図るため、電子処方箋管理サービスの導入に向けた保険医療機関のシステム整備に係る費用の負担に対して補助金を交付することとしました。

標記補助金は、国（社会保険診療報酬支払基金）における電子処方箋管理サービスの導入に関する補助金の交付決定を受けた保険医療機関を対象としており、下記事務局で令和 6 年 5 月 1 3 日から令和 7 年 1 月 3 1 日まで申請を受け付けますのでお知らせします。

申請方法等については、保険医療機関へ個別に案内を送付するとともに、県ホームページに掲載していますので、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

なお、本補助金の申請書には申請者の署名又は押印が必要ですので、郵送のみの受付とさせていただきます。

【県ホームページ】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/denshishohousen.html>

【問合せ・提出先】

福岡県電子処方箋導入促進費補助金事務局

〒810-0022 福岡市中央区薬院1丁目17-28

TOPPAN九州事業部内

TEL：050-3628-7974

受付時間：平日 9時00分から17時00分

（令和6年5月13日から事務局を開設します。）



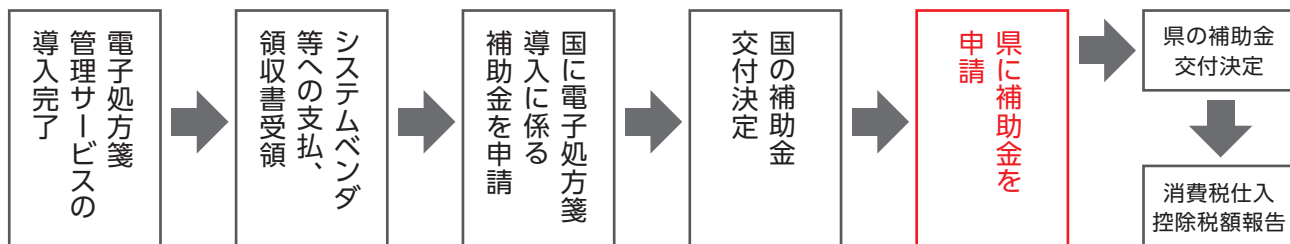
QRコード

電子処方箋の導入費用を国の補助金に加えて助成します！

福岡県電子処方箋導入促進費補助金のお知らせ

申請の流れ

補助対象:国(社会保険診療報酬支払基金)の補助金の交付決定を受けた保険医療機関、保険薬局



申請区分、補助率、補助上限額

申請区分	県補助金	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所	薬局
①基本機能部分 (従前補助)	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	811,000円	543,000円	97,000円	97,000円
②追加機能部分 ※既に基本機能を導入している施設	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	226,000円	167,000円	61,000円	64,000円
③基本機能+追加機能部分 ※同時導入	補助率	1/6	1/6	1/4	1/4
	補助上限額	1,003,000円	676,000円	135,000円	138,000円

※国と県の補助金を合わせて受け取った場合、導入費用に対する財政支援全体の割合は最大で

病院:1/2、診療所・薬局(大型 除く):3/4、大型チェーン薬局:1/2となります！

申請方法

郵送のみの受付。申請期限:令和7年1月31日(金)必着

※申請書(署名または押印が必要)に添付書類を添えて下記事務局まで提出してください。

添付書類:①電子処方箋管理サービス導入に関する領収書(写し)及び領収書内訳書(写し)

②支払基金から発行された電子処方箋管理サービスの導入に係る補助金交付決定通知書(写し)

③振込先口座の確認できる通帳等(写し)

留意事項

県に補助金を申請する前に、国(社会保険診療報酬支払基金)における電子処方箋管理サービスの導入に関する補助金を申請し、補助金交付決定を受ける必要があります。国の補助金手続に約2ヵ月程度の時間を要しますので、県の補助金の活用を検討される場合は、早めにシステムベンダ等へ導入をご相談ください。

お問い合わせ・提出先

福岡県電子処方箋導入促進費補助金事務局

〒810-0022 福岡市中央区薬院1丁目17-28 TOPPAN九州事業部内

☎ 050-3628-7974 (受付時間:平日 9:00~17:00)



二次元コード

よくあるご質問

Q どのような施設が補助の対象となりますか？

A 国(社会保険診療報酬支払基金)の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けた保険医療機関(医科、歯科)、保険薬局が補助の対象となります。

Q 既に国の補助金の交付決定を受けて、電子処方箋の運用を開始していますが、県の補助金は申請できますか？

A 既に電子処方箋管理サービスを導入して、国の補助金の交付決定を受けた施設であれば、県の補助金は申請可能です。(特に国の補助金を受けた時期の遡及期限を設定しているものではありません。)

Q 申請の際に、①基本機能のみ、②追加機能のみ、③基本機能と追加機能の同時導入、どの区分を選択すればよいですか？

A 国の補助金に申請した際に選択した区分と同じ区分で申請してください。
なお、国の補助金交付決定通知書の表題(タイトル)により見分けることが可能です。
(詳細は、申請書の記入例(裏面)をご確認ください。)

Q 申請期限である令和7年1月31日に間に合わせるためには、国の補助金は、いつまでに申請すればよいですか？

A 国の補助金手続きに約2カ月程度の時間を要するため、遅くとも令和6年11月末までに国の補助金交付申請を行う必要があります。

Q 県の補助金について、申請期限が延期される予定はないですか？

A 県の補助金は、厚生労働省が実施する「医療提供体制推進事業費補助金(電子処方箋の活用・普及の促進事業)」を財源としており、令和6年度の単年度事業であることから、申請期限が延期される予定はありません。

Q 県の補助金の交付条件として、「県が別に指定する電子処方箋に関する取組に協力すること」と示されていますが、具体的にはどのような取組を想定していますか？

A 電子処方箋に関する取組については、別途、ご案内する予定ですが、まずは県の補助金交付決定通知書に同封するポスターの掲示に協力いただくことを想定しています。

福岡県電子処方箋導入促進費補助金交付申請書(兼)実績報告書

申請日：令和 年 月 日

住所又は所在地 〒

開設者名(法人名)

代表者氏名

印

(署名または押印)

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

施設名称			
担当者名／連絡先 ／メールアドレス			

1. 該当する区分に○を記入してください。

☐ ①大規模病院 (病床数200床以上)	☐ ②病院 (大規模病院以外)	☐ ③診療所	☐ ④薬局
--	---	-------------------------------	------------------------------

2. 保険医療機関コード(10桁)を記入してください。

保険医療 機関コード										
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 電子処方箋管理サービスを導入した日付を記入してください。

令和 年 月 日

4. 該当する申請区分のいずれか一つに○を記入してください。(基金に申請した内容と同じものを選択)

☐ ①基本機能のみ (要綱4条(1))	☐ ②追加機能のみ (要綱4条(2))	☐ ③基本機能と追加機能の同時導入 (要綱4条(3))
---	---	---

5. 電子処方箋管理サービスにかかった金額のうち、補助金対象となる分の金額を記入してください。

対象事業費		円	※国(社会保険診療報酬支払基金)に申請し、対象事業費として認められた金額を記入してください。
比較額	0	円	※対象事業費に補助率をかけた比較額(一円未満切り捨て)。Excel表の場合は自動算出されます。
補助上限額	0	円	※医療機関等の区分及び申請区分に応じた補助上限額。Excel表の場合は自動算出されます。
申請額	0	円	※「比較額」と「補助上限額」のうち低いほうの金額(千円未満切り捨て)。Excel表の場合は自動算出されます。

寄付金等 チェック欄	
---------------	--

※事業費について、国(社会保険診療報酬支払基金)の補助金以外に控除すべき寄付金やその他の収入がある場合は、左側のチェック欄に○を記入してください。

6. 裏面の【確認事項】を確認いただき、○を記入してください。

確認事項		※裏面の【確認事項】には、補助対象施設の要件、補助金の交付条件、同意事項を記載していますので、ご確認のうえ、○印を記入してください。
------	--	--

7. 振込口座情報を入力してください。

金融機関名			金融機関 コード				
支店名			支店コード				
預金種類		1：普通（総合） 2：当座					
口座番号 (左詰め)							
(フリガナ)							
取引口座名							

裏面

【確認事項】

①	健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局であって、令和4年6月30日薬生総発第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領(電子処方箋管理サービス)」(以下「要領」という。の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という。)から要領の「第9 交付等の決定及び通知」の通知(補助金交付決定通知書)を受けた施設であること。
②	オンライン資格確認等システムを運用開始した上で、電子処方箋管理サービスを利用できる環境を整備(電子署名に必要なHPKIカード等の保有も含む)し、実際に電子処方箋管理サービスを継続して実施すること。
③	県が別に指示する電子処方箋に関する取組(モニター、アンケート、セミナー、広報資材作成、データ提供、ポスター掲示、リーフレット配布、デジタルサイネージ表示等)に協力すること。
④	「福岡県電子処方箋導入促進費補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)第6条を遵守すること。
⑤	要綱第10条に基づく「消費税仕入控除税額の確定に伴う報告」を行うこと。
⑥	個人情報の取扱いに関して、補助金の交付手続きに必要な範囲で事務局と共有することに同意すること。

【添付書類】

①	電子処方箋管理サービス導入に関する <u>領収書(写し)</u> 及び <u>領収書内訳書(写し)</u> ※社会保険診療報酬支払基金に提出した書類(対象事業費が確認できるもの)を添付。
②	社会保険診療報酬支払基金から発行された「 <u>電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書</u> 」(写し)又は「 <u>電子処方箋管理サービスの新機能の導入に必要となるシステム改修等に係る助成金交付決定通知書</u> 」(写し)
③	振込先の <u>通帳の見開きページ(写し)</u> ※フリガナ・口座番号等が確認できるページ

【申請区分、補助率、補助上限額】

- ① 電子処方箋管理サービスの基本機能(③に掲げるものを除く)を導入するために行うシステム改修等に係る事業(要綱第4条(1))

区分	補助率	補助上限額
①大規模病院(病床数200床以上)	1/6	811,000円
②病院(大規模病院以外)	1/6	543,000円
③診療所	1/4	97,000円
④薬局	1/4	97,000円

- ② 電子処方箋管理サービスの基本機能とは別に追加機能を導入するために行うシステム改修等に係る事業(要綱第4条(2))

区分	補助率	補助上限額
①大規模病院(病床数200床以上)	1/6	226,000円
②病院(大規模病院以外)	1/6	167,000円
③診療所	1/4	61,000円
④薬局	1/4	64,000円

- ③ 電子処方箋管理サービスの基本機能と追加機能を同時に導入するために行うシステム改修等に係る事業(要綱第4条(3))

区分	補助率	補助上限額
①大規模病院(病床数200床以上)	1/6	1,003,000円
②病院(大規模病院以外)	1/6	676,000円
③診療所	1/4	135,000円
④薬局	1/4	138,000円

【確認事項】

①	健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項各号に規定する病院若て、令和4年6月30日薬生総発第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課備交付金実施要領(電子処方箋管理サービス)(以下「要領」という。))の「第6条」に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という。))から要領の「第9条」に規定する交付等の決定及び通知(補助金交付決定通知書)を受けた施設であること。	①国(社会保険診療報酬支払基金)の電子処方箋管理サービスに関連する補助金の交付決定を受けていること。
②	オンライン資格確認等システムを運用開始した上で、電子処方箋管理サービス導入に必要なHPKIカード等の保有も含む)し、実際に電子処方箋管理サービスを開始している施設であること。	②電子処方箋管理サービスを導入し、運用を開始している施設であること。
③	県が別に指示する電子処方箋に関する取組(モニター、アンケート、セミナー、ポスター掲示、リーフレット配布、デジタルサイネージ表示等)に協力すること。	③電子処方箋に関する取組については、別途、ご案内します。
④	「福岡県電子処方箋導入促進費補助金交付要綱」(以下「要綱」という。))第6条に規定される事業を実施すること。	④補助金の交付決定の際に付される条件となります。
⑤	要綱第10条に基づく「消費税仕入控除税額の確定に伴う報告」を行うこと。	
⑥	個人情報の取扱いに関して、補助金の交付手続きに必要な範囲で事務局と共有することに同意すること。	

【添付書類】

①	電子処方箋管理サービス導入に関する <u>領収書(写し)</u> 及び <u>領収書内訳書(写し)</u> ※社会保険診療報酬支払基金に提出した書類(対象事業費が確認できるもの)を添付。
②	社会保険診療報酬支払基金から発行された「 <u>電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書</u> 」(写し)又は「 <u>電子処方箋管理サービスの新機能の導入に必要となるシステム改修等に係る助成金交付決定通知書</u> 」(写し)
③	振込先の <u>通帳の見開きページ(写し)</u> ※補助金交付決定通知書(写し)について 申請区分①基本機能のみ(要綱4条(1))で申請する場合 ・「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書」(写し)又は ・「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書(初期導入のみ)」(写し) 申請区分②追加機能のみ(要綱4条(2))で申請する場合 ・「電子処方箋管理サービスの新機能の導入に必要となるシステム改修等に係る助成金交付決定通知書」(写し) 申請区分③基本機能と追加機能の同時導入(要綱4条(3))で申請する場合 ・「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書(初期導入と新機能の同時導入)」(写し)

【申請区分、補助率、補助上限額】

① 電子処方箋管理サービスの基本機能と追加機能を同時に導入するためのシステム改修等に係る事業(要綱第4条(1))

区分
①大規模病院(病床数200床以上)
②病院(大規模病院以外)
③診療所
④薬局

② 電子処方箋管理サービスの基本機能と追加機能を同時に導入するためのシステム改修等に係る事業(要綱第4条(2))

区分	補助率	補助上限額
①大規模病院(病床数200床以上)	1/6	226,000円
②病院(大規模病院以外)	1/6	167,000円
③診療所	1/4	61,000円
④薬局	1/4	64,000円

③ 電子処方箋管理サービスの基本機能と追加機能を同時に導入するためのシステム改修等に係る事業(要綱第4条(3))

区分	補助率	補助上限額
①大規模病院(病床数200床以上)	1/6	226,000円
②病院(大規模病院以外)	1/6	167,000円
③診療所	1/4	61,000円
④薬局	1/4	64,000円

※追加機能とは
「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能。

日医発第 2307（情シ）
令和 6 年 3 月 31 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
常任理事 宮川 政昭
（公印省略）

電子処方箋導入に関する都道府県行政の助成事業の確認
と行政への働きかけについて

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

電子処方箋に関する補助金につきましては、令和 4 年 7 月 11 日付 日医発第 675 号（情シ）（技術）「電子処方箋に関するオンライン説明会の実施等について」にてお知らせの通り、令和 5 年度に電子処方箋管理サービスを導入した施設の補助率が示されていたところですが、令和 5 年度補正予算により、電子処方箋の導入費用について、これまで国の ICT 基金による補助を実施してきたところに加えて、都道府県が主体となる助成事業が創設されました。

本件により ICT 補助金に加えて、都道府県の助成事業も実施された場合、

- ・診療所では、基金補助事業費上限 54.2 万円の 4 分の 3 が補助され、40.65 万円を上限に補助を受けることが可能になります。
（ICT 基金補助 27.1 万円(1/2)+都道府県補助 13.55 万円（1/4））
- ・病院（大規模病院以外）では、上限 405.9 万円の 2 分の 1 が補助され、202.95 万円を上限に補助を受けることが可能になります。
（ICT 基金補助 135.3 万円(1/3)+都道府県補助 67.65 万円（1/6））
- ・大規模病院（病床数 200 床以上）では、上限 602.2 万円の 2 分の 1 が補助され、301.1 万円を上限に補助を受けることが可能になります。
（ICT 基金補助 200.7 万円(1/3)+都道府県補助 100.3 万円（1/6））

また、電子処方箋を既に導入いただいている医療機関におかれましても、追加機能（口頭同意、リフィル対応、マイナンバーカード活用署名）に関する改修を行う際に、その費用部分についてそれぞれの割合の補助を受けることができます。

助成事業の実施判断は、現場ニーズを踏まえて各都道府県行政が判断することになります。本助成事業に係る予算案を議会に提出した都道府県は、随時厚生労働省のホームページに掲載されております。

5.2 都道府県による導入費用の助成事業について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html#5>

貴会におかれましては、都道府県行政に対する実施予定の確認や、助成事業実施の働きかけ等、ご検討いただきたく、ご高配の程、よろしくお願い申し上げます。 以上

【別添資料】 ・医薬局総務課資料 電子処方箋の活用・普及の促進事業について

施策名：電子処方箋の活用・普及の促進事業

- 電子処方箋の導入費用については、これまで国側（ICT基金）による補助を実施してきたところ、加えて、都道府県が主体となる助成事業を補正予算において創設した（ICT基金補助に加えて、更なる補助を可能とする）。
- 当該事業は、助成事業を実施する都道府県に対して、国がその事業費の2/3を補助する仕組み。都道府県が事業の実施可否を検討するにあたり、現場ニーズを踏まえて判断する場合が多いため、周知をお願いしたい。

① 施策の目的

オンライン資格確認等システムを導入した概ねすべての医療機関・薬局における電子処方箋管理サービスの導入に向けて、その導入費用の助成を支援することで電子処方箋の活用・普及を促進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

都道府県が第四期医療費適正化計画に基づき実施する電子処方箋の活用・普及に向けて、都道府県がその環境整備として行う医療機関等への導入費用の助成を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等（実施主体：都道府県、補助率：国2/3、都道府県1/3）

- 都道府県は活用・普及の促進施策の実施に向けて、電子処方箋の運用開始施設を一定数確保することにより、運用実績から得られる課題やデータ等に関するリソースを確保。
- 運用開始施設を確実に確保するため、都道府県は導入費用に関する助成金※を支給し、給付を受けた施設は一定期間都道府県の取り組みへ協力。（モニター、アンケート、セミナー、広報資材作成、データ提供等の協力が考えられる。）

※助成金と他の補助金を併せて受給することが可能（導入費用に対する財政支援全体の割合：病院1/2、診療所・薬局（大手除く）3/4、大手F→薬局1/2）



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

電子処方箋の活用・普及を促進することにより、質の高い効率的な医療の提供に向けた医療DXの推進を図ることができる。

(参考) 電子処方箋に係る導入補助の拡充・全体像について

- 従来の基本機能に加え、**追加機能（口頭同意、リフィル対応、MNC活用署名）**を含め補助を拡充を実施（補助上限拡充）
（※）既に基本機能部分を導入している施設が、追加機能を導入した場合についても併せて補助が受けられる。
- 更に都道府県が第四期医療費適正化計画に基づき補助を行う場合、国がその2/3を補助する事業を創設（補助率の引上げ）

電子処方箋管理サービス導入費用の補助率 ※ICT基金／今後導入施設

※令和6年度当初予算案 172.0億円の内数（審議中）

	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	薬局 (大型チェーン薬局以外)
基本機能＋ 追加機能部分	200.7万円を上限に補助 ※事業額の602.2万円の 1/3 を補助	135.3万円を上限に補助 ※事業額の405.9万円の 1/3 を補助	27.1万円を上限に補助 ※事業額54.2万円の 1/2 を補助	13.8万円を上限に補助 ※事業額55.3万円の 1/4 を補助	27.7万円を上限に補助 ※事業額55.3万円の 1/2 を補助

電子処方箋管理サービス導入費用の補助率 ※ICT基金／既導入施設

※令和4年度・5年度当初予算額 **514.2億円**
 ※令和5年度補正予算額 **76.3億円**
 ※令和6年度当初予算案 172.0億円の内数（審議中）

	大規模病院	病院	診療所	大型チェーン薬局	薬局
基本機能部分 (従前補助)	162.2万円を上限に補助 ※事業額の486.6万円を 上限に、その 1/3 を補助	108.6万円を上限に補助 ※事業額の325.9万円を 上限に、その 1/3 を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を 上限に、その 1/2 を補助	9.7万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を上 限に、その 1/4 を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を 上限に、その 1/2 を補助
追加機能部分	45.2万円を上限に補助 ※事業額の135.6万円を 上限に、 1/3 を補助	33.3万円を上限に補助 ※事業額の100万円を 上限に、 1/3 を補助	12.3万円を上限に補助 ※事業額24.5万円を 上限に、 1/2 を補助	6.4万円を上限に補助 ※事業額25.6万円を 上限に、 1/4 を補助	12.8万円を上限に補助 ※事業額25.6万円を 上限に、 1/2 を補助

都道府県補助：「電子処方箋の活用・普及の促進事業」

※令和5年度補正予算額 **167億円**（補助率：国2/3、都道府県1/3）

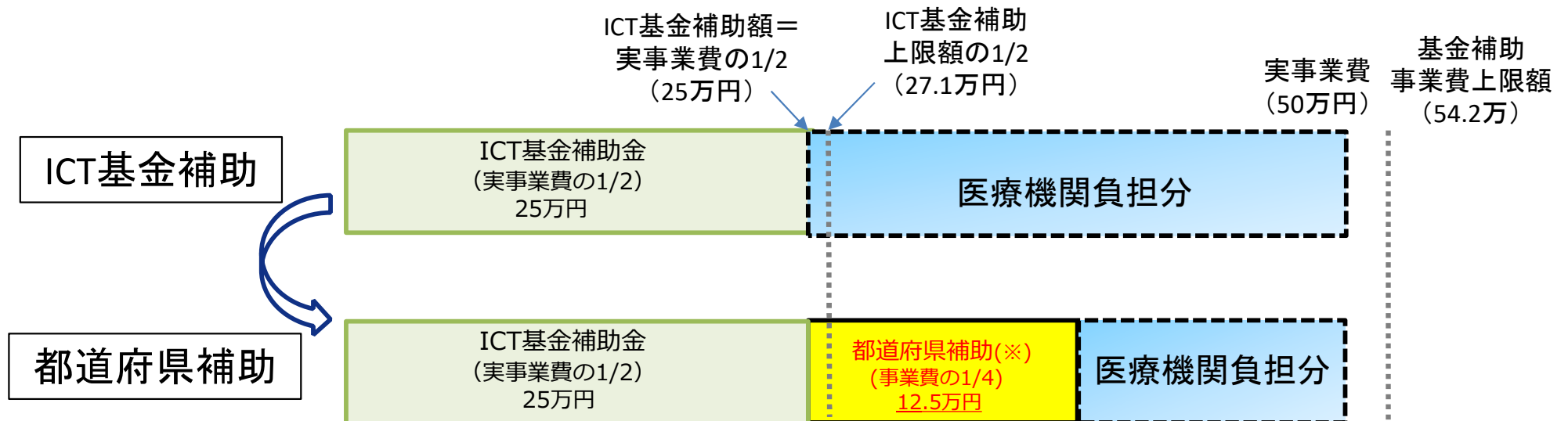
※助成金と他の補助金を併せて受給することが可能（導入費用に対する財政支援全体の割合：病院**1/2**、診療所・薬局（大手除く）**3/4**、大手チェーン薬局**1/2**）

※ICT基金補助に加え、都道府県補助により病院に1/6、診療所・薬局・大手チェーン薬局に1/4のを実施し「導入費用に対する財政支援全体の割合」を目指す。 2

(参考) 都道府県補助事業のイメージ① (診療所の例)

例: 診療所において、基本機能と追加機能を
一体で導入した実費用が50万円の場合

※ICT基金補助＝社会保険診療報酬支払基金が医療情報化支援
基金(ICT基金)を活用して実施する医療提供体制設備整備
交付金(電子処方箋管理サービス)により実施する補助



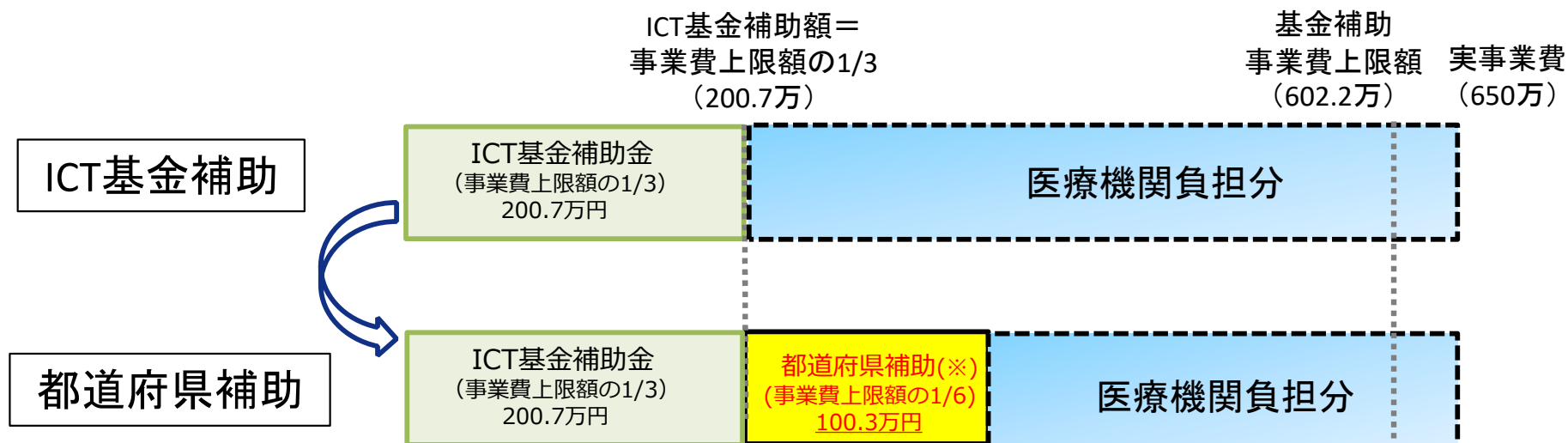
(注) 助成金の支給対象となる施設の要件は、以下とする。

- ① 既に電子処方箋を導入し、支払基金よりICT基金補助金の交付決定がされていること。
- ② 都道府県が定める電子処方箋の普及・活用に資する取り組み(助成金受給後一定期間、都道府県が実施する電子処方箋の活用等に関するモニター、アンケート、データ提供、広報資材作成へ協力、施設内に電子処方箋普及に関するポスターを掲示すること等が考えられる。)を実施すること。

(参考) 都道府県補助事業のイメージ② (大規模病院の例)

例: 大規模病院において、基本機能と追加機能を
一体で導入した実費用が650万円とした場合

※ICT基金補助＝社会保険診療報酬支払基金が医療情報化支援
基金(ICT基金)を活用して実施する医療提供体制設備整備
交付金(電子処方箋管理サービス)により実施する補助



(※) 助成金の支給対象となる施設の要件は、以下とする。

- ① 既に電子処方箋を導入し、支払基金よりICT基金補助金の交付決定がされていること。
- ② 都道府県が定める電子処方箋の普及・活用に資する取り組み(助成金受給後一定期間、都道府県が実施する電子処方箋の活用等に関するモニター、アンケート、データ提供、広報資材作成へ協力、施設内に電子処方箋普及に関するポスターを掲示すること等が考えられる。)を実施すること。